

女性活躍オフィス立地促進事業 補助金Q & A

令和7年4月1日

[女性の定義について]

(問1)

首都圏で働いていたが、事情があり退職した場合でも「大学等の卒業・修了後5年以内」を満たせば対象になるのか。

(答1)

対象となります。

「大学等の卒業・修了後5年以内」「雇用開始時点で県内に居住」のいずれも満たしていれば、新卒・既卒は問いません。

(問2)

補助対象となる「女性」は、学び直しのために再度大学等に入学し、卒業した者も対象になるのか。

(答2)

対象となります。

出産・育児等で一度退職された方も、再就職に必要な知識・技能等を習得する意図で退職後に大学等に入学し、卒業・修了した者も対象とし、学び直し後の再就職も支援いたします。

[補助対象者について]

(問3)

「補助対象事業の操業実績が5年以上であること」とあるが、法人登録のみで活動実績がない場合でも対象となるのか。

(答3)

対象となりません。

事前届出があった際は、実際の活動状況が分かる資料の提出をお願いします。貴社を訪問して活動状況を確認する場合があります。

(問4)

「補助対象事業の操業実績が5年以上であること」とあるが、これまで対象業種以外を5年以上営んでいたが、新たに対象業種を営むことになった場合、対象となるのか。

(答4)

対象となりません。

補助対象事業の業種における実績で審査いたします。

[補助対象事業について]

(問5)

県内の事務所が老朽化したため、オフィス等を借りて事務所を移設したいが対象になるのか。

(答5)

対象となりません。

老朽化などを原因とした移設ではなく、事業拡大を伴った増設（従業員数が増加することが条件）については、対象となる可能性があります。

(問6)

オフィス等を買取りした場合、その経費は補助対象となるのか。

(答6)

買取り経費は対象とはなりません。

ただし、買取りの場合でも、本事業の要件を満たす女性を雇用した場合は、女性の新規雇用分の人件費は補助対象となります。

(問7)

遊休の自社物件を活用した場合は、補助対象となるのか。

(答7)

女性の新規雇用の増加を伴う事業は対象となります。

ただし、オフィス等の増設後も全体の被雇用者数が維持されていることを条件となります。

[女性の雇用について]

(問8)

女性の最低雇用期間は6ヶ月とあるが、これは、同一人物の雇用のみ対象となるのか。

(答8)

原則、同一人物の雇用のみ対象としますが、ただし、雇用された女性の自己都合退職など、申請者の責めによらないときは、不足が生じた日から30日以内に別の女性を雇用した場合のみ、雇用期間に通算します。

(問9)

年度後半に届出を提出して承認を受けた場合、年度末までに6ヶ月の雇用期間を満たさないことになるが、この場合の取り扱いはどうなるのか。

(答9)

1年度内で6ヶ月の雇用期間を満たさない場合は、その年度での補助金の交付は行いませんが、当該年度中に承認を受けた事業については、翌年度の雇用月数に前年度分からの雇用期間を含めることとします。

ただし、この場合においても、前年度分の補助金を遡って支払うことはいたしませんので御留意願います。

※ 例えば、承認 (R7. 11. 1) の場合、令和7年度末 (R8. 3. 31) 時点では、5箇月の雇用期間となるため、令和7年度分の補助は行いません。
ただし、令和8年度も引き続き雇用した場合は、令和8年4月末で6箇月の雇用期間としてみなします。
(補助金の支払いは、R8. 4分のみとなります)

(問10)

県内外のオフィス等からの転勤者は対象になるのか。

(答10)

補助要件であるオフィス等の被雇用者には計上されますが、人件費補助の対象とはなりません。要綱で規定する女性を新規雇用した場合のみ、対象となります。